

申立人「次は法改正を」

手術要件海外で批判

性別変更 最高裁決定

性同一性障害の人が戸籍上の性別を変更するために受ける性別適合手術について、最高裁が初めての判断を示した。23日付の決定は、手術を必須とする現行法の規定を「合憲」としたものの、社会状況の変化によっては違憲になり得ることをにじませた。専門家からは、性別変更のあり方を改めて検討する時期に来ているとの声が上がった。△本文記事1面▽

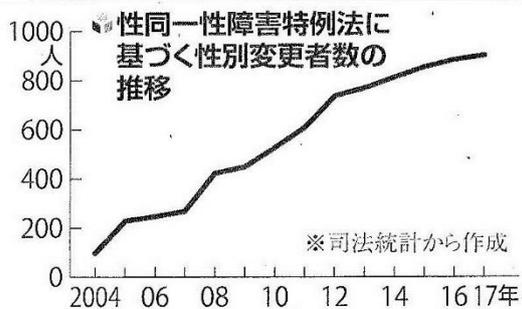
「主張を理解してもらえ、一段落ついた。自分にできることはこれ以上ない」。決定を受け、申立人の臼井崇来(とよ)さん(45)は24日夜、岡山市内で記者会見し、すっきりした表情で語った。臼井さんは女性として生まれ、2013年に性同一

性障害と診断された。16年3月に交際相手の女性との婚姻届を岡山市北区役所に提出したが受理されず、同年12月、性別適合手術をせずに、戸籍上の性別を変更しよう岡山家裁津山支部に申し立てた。最高裁は性別変更を認め

最高裁の決定についての受け止めを語る臼井さん(24日夜、岡山市北区で)



なかったが、2人の裁判官が「違憲の疑いが生じている」と指摘した点について、臼井さんは「これまでは門前払い。今回の決定は『準備が整えば前に進みますよ』と背中を押してくれた気がする」と評価。「次は立法府が法改正をしてほしい」と期待を込めた。



性同一性障害特例法は、性同一性障害の人について外見と性別の違いで受ける就職などの差別や偏見から救済するため03年に議員立法で成立。専門医2人が診断し、「20歳以上」「結婚していない」などの5要件を満たせば家事審判を経て性別変更が認められる。04年の施行以来、性別を変えた人は年々増え、17年までに計7809人に上った。要件の一つである性別適

合手術を求める規定は、戸籍上、女性から男性に性別変更した人が、女性の生殖機能によって出産する事態などを避けるために設けられた。だが、決定の補足意見では、手術には危険が伴うことなどから、意思に反して手術を受けない権利は「憲法で保障される」と指摘。7000人超が性別変更を認められ、学校や企業などで性同一性障害に配慮する取り組みが広がってきた社会の変化を踏まえ、「違憲の疑い」と踏み込んだ。この背景には、手術の要件に対する批判が海外で強まっていることもある。世界保健機関(WHO)が反対の声明を出したのは14年。欧州の裁判所でも違法とする判決が出ており、要件を廃止する国が増えている。

国内でも、性同一性障害の受診者2万人超のうち、約2割しか性別を変えなかったとの調査があり、「性同一性障害学会」理事長で医師の中塚幹也・岡山大教授は「手術に伴うリスクを恐れ、精神的に苦しみなながらも性別変更をためらう人も少なくない」と指摘する。性同一性障害を含む性的少数者(LGBT)を巡っては、国会や地方議会で議員連盟ができるなど、課題解決を目指す動きが広がっている。補足意見は「性同一性障害者の苦痛は多様性を包容すべき社会の側の問題だ」とも言及し、さらなる議論を促した。今回の決定について、栗田佳泰・新潟大准教授(憲法)は「最高裁は違憲の疑いが強いという考えのもと、国会に一定の猶予を与えつつ、放置は許されないとメッセージを発したものだ」と指摘。「国会はこれを機に議論を深めるべきだ」と話している。